

「契約締結前交付書面」

この書面には、お取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されており、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。あらかじめよくお読みいただき、大切に保管して下さい。

・ 上場有価証券等書面	1 ページ
・ 新規公開株式の契約締結前交付書面	10 ページ
・ 円貨建て債券の契約締結前交付書面	12 ページ
・ 外貨建て債券の契約締結前交付書面	15 ページ
・ 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	..18 ページ
・ 当社の概要・連絡先	20 ページ

※ご不明な点は、お取引開始前に当社へご確認ください。

ニュース証券株式会社

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料等について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期間内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

企業内容等の開示について

- ・ 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、または募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

レバレッジ型、インバース型 E T F 及び E T N のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の E T F（※ 4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・ レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・ 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・ レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※ 2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し価額が算出される上場投資信託（以下「E T F」といいます。）及び指数連動債券（以下、「E T N」といいます。）が含まれ、E T F 及び E T N の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバ

レッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス１倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※５ 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

別 紙 手数料等について

I 国内の金融商品取引所に上場されている有価証券等

国内の取引所金融商品市場における上場有価証券等の売買等についてお支払いいただく委託手数料等は、次のとおりです。

上場有価証券等の売買手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 2,500 円×1.10）
100 万円以下	（約定代金×1.150%）×1.10
100 万円超 ～ 500 万円以下	（約定代金×0.900% + 2,500 円）×1.10
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	（約定代金×0.700% + 12,500 円）×1.10
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	（約定代金×0.575% + 25,000 円）×1.10
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	（約定代金×0.375% + 85,000 円）×1.10
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	（約定代金×0.225% + 160,000 円）×1.10
1 億円超 ～ 3 億円以下	（約定代金×0.200% + 185,000 円）×1.10
3 億円超 ～ 5 億円以下	（約定代金×0.125% + 410,000 円）×1.10
5 億円超 ～ 10 億円以下	（約定代金×0.100% + 535,000 円）×1.10
10 億円超	（約定代金×0.075% + 785,000 円）×1.10

転換社債型新株予約権付社債・新株予約権付社債

約定代金	基本手数料
100 万円以下	約定代金×1.00%×1.10
100 万円超 ～ 500 万円以下	（約定代金×0.90% + 1,000 円）×1.10
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	（約定代金×0.70% + 11,000 円）×1.10
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	（約定代金×0.55% + 26,000 円）×1.10
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	（約定代金×0.40% + 71,000 円）×1.10
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	（約定代金×0.25% + 146,000 円）×1.10
1 億円超 ～ 10 億円以下	（約定代金×0.20% + 196,000 円）×1.10
10 億円超	（約定代金×0.15% + 696,000 円）×1.10

Ⅱ 外国金融商品市場に上場されている株券等

外国株券等（外国の預託証券または証書、新株予約権証券、投資信託および投資証券等を含みます。）の取引には、国内の取引所金融商品市場における上場有価証券等の売買等のほか、外国金融商品市場における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があります。

(1) 外国金融商品市場等における委託取引（お客様の売買等の注文を、外国金融商品市場等に取り次ぎするものです。）

海外清算代金（「約定単価×約定数量」に外国金融商品市場等における委託手数料及び公租公課その他諸費用を加減したものをいいます。）に対して以下の取次ぎ手数料がかかります。

外国株取次ぎ手数料

海外清算代金	国内取次ぎ手数料
50 万円以下	8,400 円 × 1.10
50 万円超 ～ 100 万円以下	(約定代金 × 1.05000% + 3,150 円) × 1.10
100 万円超 ～ 300 万円以下	(約定代金 × 0.99750% + 3,675 円) × 1.10
300 万円超 ～ 500 万円以下	(約定代金 × 0.84000% + 8,400 円) × 1.10
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	(約定代金 × 0.73500% + 13,650 円) × 1.10
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	(約定代金 × 0.57750% + 29,400 円) × 1.10
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	(約定代金 × 0.26250% + 123,900 円) × 1.10
5,000 万円超 ～	(約定代金 × 0.10500% + 202,650 円) × 1.10

※外国取引に係る現地諸費用について

外国金融商品市場等における委託手数料及び公租公課その他諸費用は、海外市場、売り買いの別、約定代金、また取次先業者によって異なります。

ベトナム株式取次ぎ手数料（対面取引）

約定代金	基本手数料（最低手数料 800,000 VND）
約定代金（VND）	約定代金（VND） × 2.20%

ロシア株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 1,200 RUB）
約定代金（RUB）	約定代金（RUB） × 2.20%

タイ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 1,200 THB）
約定代金（THB）	約定代金（THB）× 1.10%

ドバイ・アブダビ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 250 AED）
約定代金（AED）	約定代金（AED）× 2.20%

ブラジル株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 100 BRL）
約定代金（BRL）	約定代金（BRL）× 2.20%

※その他、6 月末および 12 月末の保有証券残高に対して、0.75%（最低手数料 300 BRL）を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

※外国株券等の売買（委託取引）等にあたり、円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものといたします。

Ⅲ その他諸費用等

投資信託、投資証券等においては、信託報酬をご負担いただく場合がございますが、この報酬はファンドごとに異なるため本書面上その額をあらかじめ記載することはできません。

また、ファンドの運用に係る有価証券等の売買手数料、その他のファンドの運営、管理に関する費用等をご負担いただく場合がございますが、これらの費用等は、事前に計算が出来ないため、その総額、計算方法を記載しておりません。

別 紙 外国株式取引に関する重要事項

外国株券等の取引については、以下の点を十分ご理解のうえ取引されるようお願い致します。なお、このリーフレット及びその他外国株券等の取引についてご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

1. 手数料等及びリスク等について

・外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引があり、当該取引には所定の手数料等（約定代金に対して別途定める委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。））をご負担いただきます。

・外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

・外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。

・外貨と円貨との換算を行う場合には、お客様が銀行等で円貨と外貨を交換されるときに適用される対顧客電信相場と同様に、外国株券等の買付けの場合は当社の定める売りレート（円貨から外貨）、外国株券等の売付けの場合は当社の定める買いレート（外貨から円貨）が適用されます。

・外国株券等の売買にあたり、取次ぎ手数料を計算する際の為替レートは、外国株券等の買付けの場合は当社の定める売りレート（TTS）、外国株券等の売付けの場合は当社の定める買いレート（TTB）が適用されます。

・外貨決済の受渡代金の計算では、円貨ベースで取次手数料額および消費税額を計算し、それを当社の定める仲値レート（TTM）で割り返して外貨手数料額、外貨消費税額を計算します。

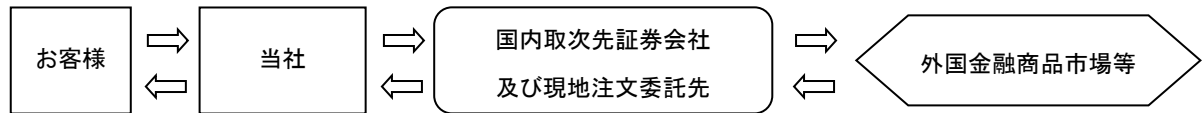
※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

・約定代金円換算額（「約定単価×約定数量×為替レート」）に対して以下の取次手数料がかかります。

2. 委託取引(外国現地委託取引)について

- ・お客様のご注文を外国金融商品市場等にお取次ぎする取引です。



- ・外国金融商品市場へ注文発注し売買成立した価格が約定価格です。
- ・現地注文委託先では、各証券取引所、ECN(電子証券取引所)、機関投資家等の中から、最適な条件で発注できる場を短時間で検索し執行いたします。
- ・約定日(T)から起算して3営業日目が受渡日(T+2)です。
- ・時差の関係により、現地約定日の翌国内営業日が国内約定日です。
- ・外国金融商品市場にて約定した結果を当社が確認するまで受渡金額が分かりません。
- ・国内取次手数料と、現地諸費用は約定代金に含まれず、これらの費用が別途かかります。
- ・国内取次手数料、現地諸費用(外国金融商品市場等における委託手数料及び公租公課その他諸費用)は、海外市場、売り買いの別、約定代金、また取次先証券会社及び現地注文委託先によって異なります。

3. 取引開始にあたって

(1)口座の開設

お客様が外国株券等の取引を注文するためには、あらかじめ当社にお客様名義の外国証券取引口座を開設していただく必要があります。総合取引口座の開設をお申込されたお客様は、外国証券取引口座を開設済ですので、改めて外国証券取引口座を開設する手続きは必要ございません。

弊社の約款集に記載しております外国証券取引口座約款をご確認ください。

(2)外国株券等の保管等

お客様が当社に保管を委託する外国株券等は、混蔵寄託契約によって当社に寄託されることになります。さらに寄託された外国株券等は、当社が保管の委託をする証券会社または金融機関へ寄託され、当該証券会社または金融機関が契約する保管機関に寄託し、その国の諸法令及び慣行に従い厳正に保管されます。

4. 特定口座の注意事項について

- ・特定口座区分にある米国株式を売却した場合、円貨ベースの特定口座譲渡損益が計算され、源泉徴収ありの特定口座では日本円にて源泉徴収されます。この際、源泉徴収税額相当額が日本円残高から充当できない場合、米ドル残高より為替振替により不足分を充当させていただきます。

- ・売却の際、外貨ベースでは損失でも為替水準により円貨ベースで利益となり譲渡益税が徴収される場合があります。
- ・上場株式等の譲渡損失と配当所得（外国株式の配当金を含む）の損益通算に伴う還付金の支払いは、原則として年末最終営業日に日本円にて入金いたします。
- ・株式分割等の取得価格調整が必要となるコーポレートアクションが発生した場合は、権利落日に一般口座へ払出されます。（特定口座へ再度戻すことはできませんのでご注意ください。）
- ・税務上の取扱いが明確でないものは、特定口座に入れることができない場合があります。

5. その他注意事項

・成行注文について

米国の市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。そのため成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があります。

・最適条件発注について

当社の米国株式取引は原則として最適な条件で発注できる場を短時間で検索し執行しますので、取引開始前の成行注文が必ず始値で約定するわけではありません。

・現地の現在値から乖離した指値注文について

指値注文の指値価格が現地の現在値から一定以上の乖離がある注文を発注した場合、当社は国内取次先証券会社に注文を委託し、国内取次先証券会社が現地注文委託先へ注文を発注した後、現地注文委託先の規則により発注されず、価格が指値に近づくまで待機されることがあります。そのため注文受付時では乖離していない指値であっても、現地取引開始時点で乖離している場合には、現地注文委託先で発注されず、価格が指値に近づいてから発注され、約定価格が始値と乖離することがあります。また、価格が指値に近づかない場合には、現地注文委託先で発注されず、約定しないことがあります。

なお、乖離の数値等につきましては、各現地注文委託先が制定しますのであらかじめ記載することはできません。

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・ 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

お取引にあたっては、「総合取引口座」のお申し込みが必要となります。

お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。

ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。

- ・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く）の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）のうち、国債を除く円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される円貨建て債券および国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、「総合取引口座」のお申し込みが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子（為替差益がある場合は為替差益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券および国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、「総合取引口座」のお申し込みが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料はいただきません

※ブラジル株式取引におきましては、6 月末および 12 月末の保有証券残高に対して、0.75%（最低手数料 300BRL）を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

その他の手数料

- 転換社債型新株予約権付社債、新株予約権証券の株式への転換
- 有価証券移管手数料（他社への預け替え）

（1 銘柄あたり）

単元数	手数料（税込）	単元数	手数料（税込）
1 単元以下	2,200 円	6 単元	13,200 円
2 単元	4,400 円	7 単元	15,400 円
3 単元	6,600 円	8 単元	17,600 円
4 単元	8,800 円	9 単元	19,800 円
5 単元	11,000 円	10 単元以上	一律 22,000 円

※ 一単元以上の場合、単元未満株数は切り捨てて計算します。

<例>

50 株移管の場合 . . . 2,200 円

210 株移管の場合 . . . 4,400 円

※ 複数銘柄を移管する場合、銘柄ごとの単元株数に応じた手数料がかかります。

但し、新株予約権行使、第三者割当、質権設定、譲渡担保等の理由でお預かりする有価証券の出庫に係る移管（出庫）手数料は、原則として、時価の 1.1%とします。

当社で算定した時価額（円換算額）の 1.10%

株 式：移管申込日の終値

投資信託：移管申込日の基準価額

債 券：移管申込日の取引価格

為 替：移管申込日の TTM

- 相続移管手数料 無料

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、「証券総合取引」の申し込みをいただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商 号 等	ニュース証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 138 号
本店所在地	〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号 恵比寿ビル
加 入 協 会	日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	10 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2001 年 5 月
連 絡 先	03-5466-1641

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号 恵比寿ビル

電話番号 : 03-5466-7291

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）